

所得税と市民税・県民税の申告が 始まっています

問い合わせ先

- 所得税について 成田税務署 ☎ (28) 5151
- 市民税・県民税について 課税課 ☎ (93) 0443

日時、会場等を確認し、必ず期限内に申告をしてください。

① 申告が必要な人

確定申告が必要な人

【主な例】

- 営業、農業、不動産、譲渡所得などの税額計算をした結果、納税となる人
- 給与の年収が2千万円を超える人
- 給与以外の所得が20万円を超える人
- 2か所以上から給与を受給している人
- 公的年金収入が400万円を超える人
- 公的年金収入が400万円以下で、公的年金以外の所得合計が20万円を超える人
- 主な例に該当せず、所得税の確定申告書の提出が不要な人でも、市民税・県民税の申告は必要になる場合があります。
- 市民税・県民税の申告をしなかった場合、年金から引かれている社会保険料など以外の控除内容が市では把握できないため、市民税・県民税が高くなる可能性があります。
- このため、生命保険料や医療費などの支払・扶養控除などを追加することで、市民税・県民税額を抑えることができる場合があります。

市民税・県民税の申告が必要な人

令和5年1月1日時点で、市内に居住し、次のいずれかに該当する人

- 所得が給与所得のみで、勤務先が市役所に給与支払報告書を提出していない人
- 所得税の確定申告は必要ないが、市民税・県民税で各種控除を受ける人
- 非課税の所得（雇用保険、障害年金、遺族年金など）のみで生計を立てていた人
- 所得がなく、誰の扶養控除対象にもなっていない人
- 所得がなく、別世帯の人の扶養親族になっている人
- 富里市に住んでいないが、令和5年1月1日現在で事務所または家屋敷のいずれかが富里市内にある人

市民税・県民税の申告が不要な人

- 令和4年分の所得税の確定申告をした人
- 勤務先から給与支払報告書（年末調整済み）が提出される人
- 同一世帯の家族の扶養控除対象者になっている人

② 申告の方法

確 パソコン・タブレット・スマホで申告

新型コロナウイルス対策としてもご活用ください

金額を入力するだけで
申告書などが自動で作成！



国税庁ホームページ

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」は、金額などを入力すれば自動で申告書等が作成できる便利なシステムです。作成した申告書は、印刷して書面で提出できるほか、e-Taxを利用して送信できます。

なお、確定申告書は、お手持ちのタブレットやスマートフォンでも作成できます。

また、タックスアンサーでは、よくある税の質問に対する一般的な回答を調べることができます。

☎ 成田税務署 ☎ (28) 5151

所得税の申告には、
マイナンバーが必要です



本人確認書類の例

- ① マイナンバーカード（個人番号カード）のみ（【番号確認書類】と【身元確認書類】を兼ねています。）
 - ② 通知カードなど【番号確認書類】+ 運転免許証や公的医療保険の被保険者証など【身元確認書類】
- ※1 郵送にて申告書を提出する場合は、①の写し（表裏両面）または②の写しを添付してください。
- ※2 ご自宅からe-TAXで送信する場合は、本人確認書類の提示又は写しの添付は不要です。